

社会福祉法人陽光会、理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会、第三者委員、施設運営推進委員の報酬及び、費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人陽光会の理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、施設運営推進委員の報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員の国会費・交通費は、別表1のとおりとする。

第3条 理事長、業務執行理事、監事には別表2のとおり月額報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員、施設運営推進委員の交通費は、国会日数に応じて別表1のとおり、その都度支給する。

第5条 理事長、業務執行理事、監事の報酬は、各自の取引金融機関の口座に振込にて支給する。

(費用弁償)

第6条 理事長、理事、監事、評議員が業務のため出張する場合は、費用弁償（出張地が在勤地内を除く）を別表3のとおり支給する。

(職員の報酬について)

第7条 当法人職員が理事となった場合、給与にて手当を支給するため、理事会における国会交通費は支給しない。

第8条 当法人職員代表が、評議員選任・解任委員の場合は、国会交通費を支給しない。

附則

この規定は平成30年7月1日より適用する。

この規定は平成31年3月1日より改正・適用する。

(別表1)

区分	出会費	出会交通費	
理事	9,000円	片道距離30km未満	1,000円
監事	9,000円	片道距離30～50km	5,000円
評議員	9,000円	片道距離50km以上	8,000円
区分	出会費		
第三者委員	10,000円		
評議員選任・解任委員	5,000円		
陽光苑入所検討委員会第三者委員	2,000円		
施設運営推進委員	2,000円		

(別表2)

区分	報酬(月額)
理事長	15,000円
業務執行理事	10,000円
監事	10,000円

(別表3)

区分	報酬	
	出張手当	宿泊費
理事長	15,000円	15,000円
理事、監事、評議員	8,000円	8,000円

※ 但し、出会交通費を除く上記金額は、源泉税を控除したものとする。

※ 別表3にかかわらず、会議等において宿泊所が指定されているとき等、当該宿泊施設を利用することに合理的理由がある場合は、現に要する宿泊料を支給する。